## 大東市監告示第3号

# 定期監査等結果に対する措置の状況について

平成30年度第1回定期監査等の結果に対し、執行機関が講じた措置について通知が あったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

平成30年10月22日

大東市監査委員 乘 本 良 一

大東市監査委員 酒 井 一 樹

## 平成30年度第1回 定期監査等の結果に対する措置の状況

◆街づくり部(都市政策課、水政課、みどり課、道路課、住宅管理課)

### 【都市政策課】

### 監査委員 指摘事項

## (1) 収納現金の取扱いについて

会計規則によると、職員が現金を直接領収したときは「即日または翌日までに」指定金融機関等に払い込まなければならないと定められている。 しかしながら、都市政策課で収納したコピー代金や証明手数料のうち、

一部において払い込みが遅延する事例が見受けられた。 会計規則を遵守した適正な事務執行を行われたい。

### 都市政策課 措置状況

昨年度まで、実質担当者1名で収納事務を行っていた体制を、今年度から2名体制とすることでチェック機能を強化し、払い込みの遅延が生じない体制といたしました。

## 【水政課】 【道路課】

## 監査委員 指摘事項

### (2) 修繕工事における事務処理について

各課の修繕工事を確認したところ、水政課および道路課の修繕工事の一部に、現場の工事が行われた後に契約事務を行っている事例があった。

市民の安全を優先する必要があり、現場を先行させる考え方は当職も理解できないところではない。

しかしながら、現場の完成から契約に至るまで約3~4ヶ月の時間を要している事例があり、今後はこのような事例の常態化を招くことのないよう、事務の適正化に努められたい。

### 水政課 措置状況

緊急を要した修繕工事1件について、契約手続きに遅れが生じた不適切な事例があったことから、各職員において契約等の諸手続きを迅速かつ正確に、また処理過程でのチェックについても厳格に行うよう指示徹底致しました。

## 道路課 措置状況

緊急対応修繕等は道路課の使命でありますが、事務手続きがおろそかになっていい理由は無く、現場の措置と適正な事務手続きを行う必要があることについて、職員へ周知徹底を図りました。

## 監査委員 指摘事項

#### (3) 都市公園の占用許可手続きについて

都市公園条例施行規則第12条第2項では、「使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書を市長に提出しなければならない」とされ、また第3項は「使用料減免可否決定通知書により当該申請を行った者に通知するものとする」と規定されているところである。

今回、占用許可に係る起案を確認したところ、正規の手続きを経ないで 許可書の許可条件の中で減免を決定している事例や、使用料減免申請書が 提出されていないにも関わらず減免を決定している事例が、複数件見受け られた。

現行の事務処理は、例規に反した取扱いとなっており適切でない。

今一度、事務の基本について確認されるとともに、効率化の観点から他 市の事務をよく調査し、見直しとそれに伴う規則の改正に取り組まれたい。

## みどり課 措置状況

大東市都市公園条例施行規則第3条に基づく占用許可申請書に対し、これまでは許可書の条件に「減免」と記載し事務処理をしておりましたが、現在は大東市都市公園条例第16条の規定に基づき、占用に係る使用料を記載しております。

なお、減免を受ける場合は、大東市都市公園条例施行規則第12条第2項の規定により、使用料減免申請書を提出して頂き、内容を審査後、使用料減免可否を決定し、使用料減免可否決定通知書により申請者に通知しており、現行の例規に則り事務処理を行うよう改めました。

今後は事務処理の効率化の観点から、規則の改正について検討してまいります。

#### 【住宅管理課】

## 監査委員 指摘事項

#### (4) 市営住宅の修繕費用について

市営住宅の修繕費用については、平成11年に「市営住宅の修繕費用の 負担に関する要綱」(以下「要綱」という。)が制定され、市が負担すべ き修繕と入居者が負担すべき修繕の区分が細かく定められている。

しかしながら入居者負担導入の前提とされている、市が年次計画等に基づいて計画的に行う設備の取替等(要綱が規定する「計画的修繕」)が現在では行われていないことから、要綱で入居者負担とされている修繕項目について、市の負担で修繕を行う事例が見られた。市が現在の運用を続けていくならば、要綱について抜本的な見直しが必要である。

今後、市域の府営住宅が順次市に移管される方針であると聞いており、 市営住宅と府営住宅の両者の修繕と負担の実態をよく踏まえながら、全体 的な整合性をもった内容の要綱へと整理されるよう、見直しを行われたい。

## 住宅管理課 措置状況

ご指摘のとおり、「市営住宅の修繕費用の負担に関する要綱」において 計画修繕も定められておりますが、設備についての計画修繕を行わず、入 居者の瑕疵以外は費用が安価で済む修繕にて市負担で対応しております。

現状の運用と要綱との間で齟齬が生じておりますので、早急に修繕負担の実態を踏まえたうえで、整合性の取れる内容に要綱の見直しを行ってまいります。

## 【住宅管理課】

#### 監査委員 指摘事項

## (5) 地域団体への委託業務について

住宅管理課が所管する平成29年度の市営住宅ならびに自動車駐車場の 管理委託の状況を確認したところ、8団体に対して11の業務が委託され ていた。

これまで定期監査や決算審査等を通じて、機会あるごとに委託業務の必要性や委託料に見合った活動と成果の有無について、検証と見直しを求めてきたところである。これに対して、市が見直しに取り組まれていることは一定理解しているが、その進捗状況から具体的な姿が見えてこない。

当該委託業務の見直しについては、担当部課だけでなく関係部課との連携のもと、より効率的・効果的な委託となるよう、更なる取り組みを行われたい。

#### 住宅管理課 措置状況

管理委託業務の報告書につきましては、適時かつ的確な履行状況の確認をし、管理業務の質や継続性を確保する方法の一つであることを踏まえ、現在、管理委託の「業務実績報告書」の記載項目の見直しを行い、作業実態のわかりやすいものに変更してまいります。

より効果的・効率的な委託業務となるよう内容についても更に検証して まいります。